

## 第 30 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和4年12月13日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

### 出席委員（15名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	7 番 飛 田 信 広	9 番 雨 谷 克 己
10 番 安 藏 久 男	13 番 市 村 正 司	15 番 笹 沼 恭 一
17 番 皆 川 晃	18 番 伊 藤 明 美	19 番 軍 地 美 代
20 番 高 安 幸 一	22 番 大 圖 金 雄	24 番 外 岡 健 寿

### 欠席委員（9名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
11 番 皆 川 重 文	12 番 浅 井 紘 一	14 番 吉 澤 勇
16 番 関 成一	21 番 加 倉 井 幸 夫	23 番 小 島 雄 一

### 事務局

次 長 吉 川 正 浩	副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳
農 地 係 長 谷 津 知 一	農 地 係	関 拓 也
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係	青 木 貴

### 内 容

#### 1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更について

#### 2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 農地法第18条第6項の通知について
- 報告第5号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第6号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第7号 農地改良協議に対する同意について

## 会 議 の 概 要

事務局 皆さん、おはようございます。

総会開会前ですが、事務局長から、今日は体調不良で欠席ということで連絡がございました。皆様によろしくということでございます。

それでは、会長、開会をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

今月に入りまして、本年も残すところ何日もありません。仕事ができる日は2週間くらいでしょうか。そういう忙しい中ご参集いただきありがとうございます。本年に入りまして、総会の参集者を減じ、3つに分けた班の2班でずっと総会を行ってまいりました。本日もA、Cの2班ということなんですけれども、いつまでこういった状況が続くのかなと、少し心配をしております。

国としても、現在感染拡大の第8波に入ったわけなんですけれども、経済活動も回転させていかなければいけないということで、今月のこの前の日曜日、3年ぶりに百里で航空祭が行われました。私も行ってまいりました。すごい戦闘機を目の当たりにして、本当に迫力のあるものでして、これが国の行事として一般の方に公開をこれからされていくと思います。他のことについても、やはり経済活動も回していかなければいけないということで、来年こそはいろんな制約も解除されて、行事が再開するんじゃないかと期待をしているところであります。

そういう中で、我々農業委員の親和会は今は行事が行えなくて招集しておりませんが、3年前、今のメンバーで組織をされて、全体で研修旅行が行われました。6月に行う総会、そしてまた研修旅行もできることを期待をしていきたいと思っております。

本日は、本年最後の総会であります。よろしくどうぞお願いいたします。

議 長 ただいまから、第30回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名、欠席委員は9名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声があったのですが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

13番の市村正司委員、そして17番皆川晃委員、よろしくお願いいたします。

議案の訂正がありますので、事務局から説明をさせます。

事務局 議案の訂正がございますので、お手元の第30回総会（訂正表）と記載された用紙をご覧ください。

訂正案件は、議案書の7ページの最下段になります。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第7項です。訂正内容は、3年間の一時転用申請である旨の記載が漏れておりました。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

説明は以上でございます。

議 長 次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第30回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が21件、農地法第4条の審議案件が7件、農地法第5条の審議案件が27件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3の届出が8件、農地法第4条の届出が2件、農地法第5条の届出が24件、農地法第18条第6項の通知が1件、制限除外の農地の移動届出が2件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が2件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして96件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は契約内容の交換であります。受人は、自作地に

隣接し、耕作に便利のため、申請地を雑種地と交換し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく  
お願いしま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第4項から第10項までは関連がありますので、まとめて上程いたしま。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第4項から、次ページの第10項までは関連がありますので、併せてご説明いた  
しま。

第4項から第10項、全て契約内容は売買であります。受人は、自作地に近接し、耕  
作に便利のため申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第  
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。8番、一木委員の代理発言です。

一木委員から、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるという報告がご  
ざいましたので、皆様のご審議をよろしくお願いま。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。この案件は21番、加倉井委員の担当地区ですが、私が代理で調査をしたので、意見を申し上げます。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをごさいますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。16番、関委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。この案件について、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるとのことですので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。この案件も12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるとのことですので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第22項は関係があるので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、契約内容は区分地上権の設定でございます。賃借人は、令和2年1月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するために、区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第22項、議案書の11ページ下から2段目の説明でございます。

契約内容は賃貸借でございます。賃借人は、令和2年1月に許可を得て再生可能エネルギーの固定価格買取制度により営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、引き続き設置したい旨の申請でございます。営農者の作付予定作物は榊でございます。令和4年度まで里芋を作付しておりましたが、連作により収穫量が減少しているとの理由で、作付作物を榊へ変更したい旨の理由書及び地権を有する者からの意見書が提出されております。申請地は農用地区域内にある農地でございますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。

なお、転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるとのことですので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第18項及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第23項は関連があるので、併せて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、契約内容は区分地上権の設定でございます。賃借人は、令和2年1月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第23項、議案書の11ページの最下段の説明でございます。

契約内容は賃貸借でございます。賃借人は、令和2年1月に許可を得て再生可能エネルギーの固定価格買取制度により営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、引き続き設置したい旨の申請でございます。営農者の作付予定作物は榊でございます。令和4年度まで里芋を作付しておりましたが、連作により収穫量が減少しているとの理由で作付作物を榊へ変更したい旨の理由書及び地権を有する者からの意見書が提出されております。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として許可できるものとなっております。

なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。この案件も12番、浅井委員の代理発言になります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるとのことですので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

第19項でございますが、内容は公売による落札であります。受人は、経営規模拡大のため申請地の公売に参加し落札したので耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番、深谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。この案件は23番、小島委員の代理発言となります。

調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や河川に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、令和4年7月22日に建売住宅として許可済みであります。計画変更に伴い、事業計画変更申請が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。11番、皆川重文の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが, 内容は議案書のとおり是正するため, 始末書を添えて  
の申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番, 市村です。

この件につきまして, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますの  
で, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番，市村です。

この件につきましても，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番，外岡です。

この件につきまして，調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は，議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局より説明願います。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしますが，第1項については，3,000平方メートル以上ですので，県農業会議に諮問いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に保育所と病院があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、県庁を中心として住宅等が連単して建ち並び、県庁を中心とする半径1キロメートル以内の区域は宅地の面積の割合が40%を超えるため、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申

請地は、土地改良区域内の農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま

す。なお、一時転用期間は3年でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしくお  
願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま  
す。

次に、第9項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

この案件は、21番、加倉井委員の地区の案件なんですけれども、本人が体調不良なもので、加倉井委員から調査を依頼されたので、直接調査してきました。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。16番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思量されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番，大圖です。この案件も16番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地  
に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番, 雨谷です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。この案件は14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。この案件も14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。この案件も14番、吉澤委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。

この案件について、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆

様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、300メートル以内に常澄出張所があることから、農地区分は第3種農地と見做されます。

なお、申請地は令和2年4月17日に転用許可済み地ではありますが、計画変更に伴い、承継を伴う事業計画変更申請が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市川委員 13番、市村です。

この案件につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と見做されますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますので、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明させます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は、農用地区域内の農地ではありますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定に該当すると思われます。

なお、一時転用期間は8か月でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 7番，飛田です。3番，渡邊委員の代理発言です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしく  
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

第22項，第23項は審議済みですので，第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共  
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思  
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願  
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま  
す。

次に，第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えて

の申請でございます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番, 外岡です。23番, 小島委員の代理発言となります。

この件につきまして, 調査検討したところ, 法令に照らし許可相当であるということ  
とでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第26項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第26項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 広が  
りのある農地であることから, 農地区分は第1種農地と思料されますが, 農地法施行  
規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ており  
ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番, 大圖です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろし  
くお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

この案件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、皆様、資料別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、内原町の畑797平方メートルの土地につきまして土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらばお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

次に、議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

農地の非農地判断につきましては、今年10月の荒廃農地パトロール・現況調査において、「森林または原野の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難である」と地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議をいただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また法務局等の関係機関に対して非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、該当する筆の関係委員から意見を聞いて判断をしたいと思えます。

まず、全隈町、開江町についてお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。14番、吉澤委員の代理発言となります。

この件に関しまして、調査検討したところ、現地は森林または原野の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地と思われまますので、皆様方のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から、非農地が妥当とのご意見でございますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地にすることに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に、3名の委員に係る案件があります。

初めに、安藏委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31

条，議事参与の制限の規定に基づき一時退席をお願いいたします。

(安藏久男委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 農政課，伊澤よりご説明させていただきます。

お手元の資料，別紙3をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

まず初めに，安藏委員に関わる利用権設定農地についてご説明いたします。

対象農用地につきましては，利用集積計画一覧の13ページ，98番から102番まで，全部で5筆でございます。こちらは全て田で新規設定，設定期間は5年間のものが5,698平方メートル，14年間のものが2,042平方メートル，設定者4名，取得者1名でございます。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは，承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

それでは，安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 続いて，高安委員に関係する案件がありますので，農業委員会等に関する法律第31条，議事参与の制限の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

(高安幸一委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 高安委員に関わる利用権設定農地についてご説明いたします。

対象農用地につきましては，利用集積計画一覧の15ページ，113番，114番の2筆でございます。こちら全て畑で新規設定3,958平方メートル，設定期間は10年間，設定者2名，取得者1名でございます。

なお，こちらの2筆につきましては，農地中間管理事業を活用した貸し借りである

ため、耕作者は茨城県農林振興公社となっております。また転貸先情報につきましては、48ページに記載をさせていただきます。ご確認をお願いいたします。利用権設定日は令和5年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、高安委員に着席を求めます。

(高安幸一委員着席)

議 長 続いて、外岡委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき一時退席をお願いいたします。

(外岡健寿委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 外岡委員に関わる利用権設定農地についてご説明いたします。

対象農用地につきましては、利用集積計画一覧43ページの339番、340番の2筆でございます。こちらは全て田で再設定、設定期間は5年間のものが1,501平方メートル、10年間のものが2,449平方メートル、設定者2名、取得者1名でございます。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡健寿委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 それでは、先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分についてご説明いたします。

令和4年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

先ほどの面積を引きました今回の設定面積の合計につきましては、田が43万7,146平方メートル、うち再設定が20万9,845平方メートル、畑が8万2,802平方メートル、うち再設定が3万305平方メートル、設定者は107名、取得者は53名、うち再設定の設定者61名、取得者は42名でございます。利用権設定日は令和4年12月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上になります。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料、別紙3をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和4年農用地利用配分計画書(案)の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては、各自ご確認をお願いいたします。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで7,337平方メートル、畑が再設定のみで8,018平方メートル、設定者は1名、取得者は4名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和5年3月1日及び4月1日に予定されております。

また、農用地利用配分計画の一覧につきましては、次のページから記載をしてございますので、ご確認をお願いいたします。

以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当者は退席します。

次に、議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更を上程します。

まず、前回の受付分について、事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の照山と申します。

今回、10月受付分をご説明する前に、前回の審議案件である令和4年4月受付案件及び県庁南地区地区計画策定に伴う除外の状況についてご報告いたします。

本日お配りしたA3判で、右上に「総会参考資料 令和4年12月13日」と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきまして、表の上段、重要な変更案件9件のうち、ナンバー9の地区計画策定に伴う除外については、4月の農業委員会総会及び市農振協議会において、またナンバー1からナンバー8までの令和4年4月申出案件については、6月の農業委員会総会と市農振協議会を経まして、県と協議した結果、全て「可」となり、除外が完了しております。

表の下段、軽微な変更案件1につきましても、用途変更が完了しております。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から、前回の受付分について説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

議 長 続いて、今回受付分の審議に入ります。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 事前に郵送しておりますお手元の別紙5、「議案第8号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について」と書かれた資料をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、案件ごとの申出人、土地所有者、事業内容、申出地等の一覧表となっております。

次のページは、各申出案件の位置図となっております。

その次のページからは、ページ番号を下に振りまして、各案件の申出内容の図面等となっております。

それでは、案件の説明に入ります。

1ページをお開きください。

案件1でございますが、除外する土地は鯉淵町地内で、申出人は足場材の建設と撤去を請け負う法人でございます。現在資材置場がなく、一時転用の許可を得て申出地に資材置場を設置しておりますが、今後も事業を継続するために必要な土地であることから、今回土地所有者と賃貸借によって申出地に資材置場を恒久的に設置する計画でございます。関係資料は4ページまででございます。

5ページをお開きください。

案件2でございますが、除外する土地は筑地町地内で、申出人は土地所有者の子であり、現在借家住まいで手狭であるとのことから、今回土地所有者から贈与によって土地を取得し、申出地の一部に自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は9ページまででございます。

10ページをお開きください。

案件3でございますが、除外する土地は酒門町地内で、申出人は自動車の分解整備や解体を行う法人でございます。今回事業拡大に伴い、既存用地では手狭になることから、土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に自動車置場を設置する計画でございます。関係資料は12ページまででございます。

13ページをお開きください。

案件4でございますが、除外する土地は開江町地内で、申出人は隣接地に寺院がある宗教法人でございます。檀家の増加や自動車での参拝者が増えたことによる慢性的

な駐車場不足解消のため、今回土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に駐車場を設置する計画でございます。関係資料は15ページまででございます。

16ページをお開きください。

案件5でございますが、除外する土地は河和田町地内で、申出人は土地所有者の孫で、現在借家住まいで手狭であるとのことから、今回土地所有者から贈与によって土地を取得し、申出地の一部に自己用住宅を建築する計画でございます。関係資料は21ページまででございます。

22ページをお開きください。

案件6でございますが、除外する土地は小吹町地内で、申出人は貨物自動車運送業を営む法人でございます。現在借りている車両置場を返却しなければならないことや、今後事業拡大し車両を増やす予定があることから、今回土地所有者と賃貸借により土地を確保し、申出地に車両置場を設置する計画でございます。関係資料は24ページまででございます。

25ページをお開きください。

軽微な変更案件1でございますが、農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は西大野地内でございます。申出人は農業を営む者で、営農拡大により現在の農業用倉庫が手狭になっていたところ、自作している農用地の隣接地に、離農した方所有の農業用倉庫があり、今般これを利用することができることとなりましたが、出入りするためには住宅敷地内を通らなければならず、利用しづらいため、今回市道から直接進入できる通路及びコンテナなどを置くための農業用資材置場を設置する計画でございます。関係資料は28ページまででございます。

29ページをお開きください。

軽微な変更案件2でございますが、農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は森戸町地内でございます。申出人は専業農家で、現在使用している農業用倉庫が浸水区域にあることや、米乾燥機を使用した際に近隣住民から苦情が入るようになってきたため、今回申出地の一部に農業用倉庫を建築する計画でございます。関係資料は32ページまででございます。

今回受付分の説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答する

ことに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め、完備しておりましたので、事務局長専決により、全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号、第7号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議長 それでは、以上をもちまして、第30回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時30分